⑻　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑼　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yoshio Kusuyama, Director, National Hospital Organization Wakayama National Hospital
⑵　Classification of the services to be procured: 41
⑶　Subject matter of the contract: Construction work for National Hospital Organization Wakayama National Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5: 00 P.M. August 7, 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders: 11: 00 A.M. September 13, 2012 (Tenders delivered by mail 5: 00 P.M. September 12, 2012)
⑹　Contact point for the notice: Masao Ohtani Director, Accounting Division, National Hospital Organization Wakayama National Hospital, 1138 O-aza Wada Mihama-cho Hidaka-gun, Wakayama-ken 644―0044, Japan. TEL 0738―22―3256 ext. 7222

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年7月23日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（負）南本牧ふ頭出入口上部・橋脚工事
⑶　工事場所　神奈川県横浜市中区錦町
⑷　工事内容　下記の実施設計、製作及び架設
①　高架橋新設工
・上部工（鋼重：約4,400ｔ）
鋼３径間連続非合成箱桁　約170m１連
鋼６径間連続鋼床版箱桁　約460m１連
鋼３径間連続鋼床版箱桁　約250m１連
鋼単純非合成箱桁　約40m１連
鋼２径間連続非合成箱桁　約120m１連
鋼３径間連続鋼床版箱桁　約230m１連
・鋼製橋脚工（鋼重：約2,300ｔ）　15基
・支承　16個
②　付属物工
・排水施設、伸縮継手、落橋防止装置　一式
③　雑工
・既設桁補強工　一式
・避難階段移設工　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から1410日間
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
②　本工事は、技術提案に基づいた実施設計付き工事である。
③　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。
・架設工法については、技術提案の範囲とする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上である単体又は1,150点以上である代表者と1,100点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上である単体又は1,150点以上である代表者と1,100点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。
⑶　平成14年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。
ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
①　単体又は共同企業体の代表者
・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の工場製作及び架設工事
・鉄道に近接した鋼橋の架設工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設工事（歩道橋を除く。）
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）
②　共同企業体の代表者以外の構成員
・連続鋼床版箱桁橋の工場製作及び架設工事
・往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）
⑷　現場代理人、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成25年９月２日（月）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
エ　平成14年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。
・技術提案書で提案された架設工法による鋼連続橋の架設工事
ただし、提案されたすべての架設工法での実績を有さない場合は、主たる架設工法による実績とする。なお、主たる架設工法とは、現場での架設期間が最も長い架設工法とする。
・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の架設工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における鋼橋の架設工事（歩道橋を除く。）
上記工事は平成14年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任技術者及び監理技術者が、主たる架設工法以外の実績を有さない場合は、主たる架設工法以外の工法による橋梁架設工事の施工を、平成14年度以降に、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として完工した実績を有する専任の技術者を、その架設工法の施工期間中配置すること。